

人権理事会 気候変動が食料の権利にもたらす悪影響を討議

2024/03/14

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、気候変動が食料の権利の完全実現にもたらす悪影響を最小化する措置に関する討議が行われ、人権副高等弁務官が発言した。内容は以下のとおり。昨年は7億8,300万人、世界人口の9%以上が慢性的飢餓状態、3億3,300万人が深刻な食料不安の状況にあった。国連食糧農業機関（FAO）は2030年には約6億人が飢餓状態にあると推定する。この飢餓危機の主な要因の一つが気候変動である。我が事務所の報告書（A/HRV/55/37）は、気候変動による損失・損害への人権措置として以下を挙げている。①持続可能・公平で気候変動に強い食料システムへの転換をはじめ、気候変動緩和のための権利に基づく行動。工業型農業による気候変動助長の防止。②質の高い食料へのアクセスを可能にする普遍的社会的保護の促進。③気候変動と食料の権利への影響に対する、企業による責任ある行動。④資金の動員、適切な経済、貿易政策。⑤持続可能な食料制度への転換。